



2月 最上町の人口 戸籍の窓口

※令和8年2月28日までの届出分まで

全人口 7,130人 (うち、外国人126人)
 男 3,494人 (うち、外国人 12人)
 女 3,636人 (うち、外国人114人)

世帯総数 2,707世帯

生まれた人 1人
 亡くなった人 17人
 転入 9人 (うち、外国人 3人)
 転出 7人 (うち、外国人 3人)
 前月比 14人減

選挙人名簿登録者数 (令和8年3月2日現在)

男 3,103人
 女 3,157人 合計 6,260名

日本年金機構からのお知らせ

学生納付特例申請 (ターンアラウンド様式)

令和7年度に学生納付特例制度により保険料を猶予されている方で、引き続き令和8年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」(ターンアラウンド様式)を令和8年4月1日にお送りします。申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和8年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。ただし、在学している学校等に変更

がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して申請することになります。

なお、マイナポータルを開設されている方で「ねんきんネット」と連携済の方には、令和8年4月1日に日本年金機構からマイナポータルにお知らせをお送りします。学生納付特例を希望される場合、「お知らせ詳細」の画面にある「申請」ボタンから簡単に学生納付特例を申請することができます。

国民年金保険料はスマホアプリでも納付可能です

国民年金保険料については、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy 等による納付のほか、スマホアプリを使用した電子決済 (キャッシュレス) での納付が利用できます。

【ご利用に必要なもの】

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決済アプリ

【対象決済アプリ (五十音順)】



※バーコードが印字されない納付書 (30万円を超える金額の納付書) は利用不可
 ※各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者へお問い合わせください。

新年度に向けた異動・引越しの際には・・・

住所異動などの届出を忘れずに行いましょう!

新年度に向けて、住所地を異動する方が多くなる季節となりました。住所異動には、今住んでいる住所地の市町村と、これから住む市町村に届出が必要です。届出をしないと、住所に関する正確な記録ができなくなるほか、選挙権などの権利にまで影響が及びます。

また、就職や転職、離職等により、健康保険や年金の資格が変更になる場合にも届出が必要になります。届出をしないと、保険税の二重課税や正確な年金記録ができなくなる場合等がありますので、いずれも必ず届出を行ってください。

窓口では、住所異動や住民票の写しの発行などの手続きの際に、本人確認を行っています。

本人確認に必要なものは、

- ◎運転免許証
- ◎個人番号カード (マイナンバーカード)
- ◎旅券 (パスポート)
- ◎在留カード (外国人の方)

など、官公署が発行した本人の写真が貼付されているものです。いずれか一つをお持ちください。

これらのものをお持ちでない場合は、健康保険の資格確認書、年金手帳、各種年金証書、医療受給者証のうち2点が必要になりますのでご注意ください。

なお、本人や同一世帯員以外の方が届出を行う場合には、委任状の提出を併せてお願いしています。個人情報保護のため、窓口での本人確認にご協力をお願いします。

引越し手続きはマイナポータルで

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから転出届・転入予約※をオンラインで提出できます。

詳細は HP へ



※転入予約は来庁予定の連絡を転入先自治体へ行う機能のことを言います。

住所異動の届出

転入・転出・転居など、住所が変更になるときは14日以内に届出を行ってください。

こんなとき	手続きに必要なもの
町外へ転出	・印鑑 ・本人確認ができるもの ・各種保険資格確認書 ・医療受給者証 ・個人番号カード (マイナンバーカード) ※お持ちの方
町外から転入	・印鑑 ・本人確認ができるもの ・転出証明書 ・個人番号カード (マイナンバーカード) ※お持ちの方 ・在留カード (外国人の方)
町内で転居	・印鑑 ・本人確認ができるもの ・各種保険資格確認書 ・医療受給者証 ・個人番号カード (マイナンバーカード) ※お持ちの方 ・在留カード (外国人の方)

※申請書に異動後の新しい住所を記入していただきます。新住所 (転出先住所) が分かるようにしてお越しく下さい。

年金の資格異動

就職・離職・転職などをしたとき

こんなとき	手続きに必要なもの
国民年金から厚生年金へ	・職場の健康保険の資格情報のお知らせまたは、資格確認書 ・印鑑 ・個人番号 (マイナンバー) または基礎年金番号がわかる書類
厚生年金から国民年金へ	・厚生年金保険被保険者資格等喪失連絡票 ・印鑑 ・個人番号 (マイナンバー) または基礎年金番号がわかる書類

○住所異動または年金の資格異動を行なう場所・お問合せ 町民税務課町民生活室 ☎43-2012